

通告書で使用する略語及び分類記号一覧

処分作業（第11欄）

- D1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
- D2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
- D3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
- D4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること）
- D5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること）
- D6 海洋を除く水域への放出
- D7 海洋への放出（海底下への挿入を含む）
- D8 この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿）
- D10 陸上における焼却
- D11 海洋における焼却
- D12 永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること）
- D13 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
- D14 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
- D15 この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

回収作業（第11欄）

- R1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るために他の手段としての利用（バーゼル条約及びOECD決定）－主として燃料としての利用又はエネルギーを得るために他の手段としての利用（EU）
- R2 溶剤の回収利用又は再生
- R3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 酸又は塩基の再生
- R7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 触媒からの成分の回収
- R9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壤処理
- R11 R1からR10までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R12 R1からR11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

こん包の形態（第7欄）	H番号及び国際連合分類区分（第14欄）		
1. ドラム缶 2. 木樽 3. ジェリー缶 4. 箱 5. 袋 6. 混合こん包 7. 圧縮容器 8. ばら積み 9. その他（明細を記入すること）	国際連合 分類区分		
	H番号　特性		
	1	H1	爆発性
	3	H3	引火性の液体
	4.1	H4.1	可燃性の固体
	4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
	4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物

運搬手段 (第 8 欄) R=道路 T=鉄道 S=海路 A=空路 W=内水航路	5.1	H5.1	前ページからの続き 酸化性
	5.2	H5.2	有機過酸化物
	6.1	H6.1	毒性（急性）
	6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質
	8	H8	腐食性
	9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの 発生
	9	H11	毒性（遅発性又は慢性）
物理的特性 (第 13 欄) 1. 粉状又は粉 2. 固形物 3. 高粘着性又は糊状 4. 泥状 5. 液状 6. ガス状 7. その他（明細を記入すること）	9	H12	生態毒性
	9	H13	処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる 特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成 することが可能な物

詳細に関して、特に廃棄物の同定（第 14 欄）に関連するバーゼル条約附属書VIII及びIXの分類記号、OECD 決定の分類記号及びY番号については、OECD 及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。